

支部規則制定、改廃の届出・承認手続取扱要項

法規監察部

(所 管)

1 本件手続は、会則施行規則第2条第3項第3号により法規監察部が行う。

(手 順)

2 確認は以下の手順で行う。

- 1) 支部総会において支部規則の制定、改正又は廃止を予定している支部の支部長は、支部総会開催予定日の2ヶ月前までに、その案を本会法規監察部に届け出て事前確認の手続を経なければならない。
- 2) 届出を受けた法規監察部は、会則との整合性を確認し、補正事項がある場合には法規監察部長は、その事項を明確に示して届出後30日までに文書による補正指示をなすものとする。特に必要があるときは、面談の上相談をするものとする。
- 3) 審査は、本会の会則・規則との整合性のみに限り、支部の独自性を尊重し、内容に踏み込むことは出来ない。
- 4) 補正指示を受けた支部長は、指示事項に関する疑義がないときは支部規則制定、改正案中該当条項の補正を行い、疑義があるときは、補正指示受領後7日以内に限り法規監察部に再確認を申し出ることが出来る。
- 5) このルールに反し、事前の確認手続をなすことなく、又は補正指示に従わず、支部規則の制定若しくは改廃を支部総会において議決をなし、会則第75条第2項の承認を求めた場合、会長は、その承認を拒むことが出来る。この場合、当該制定、改廃に関する支部総会の議決は効力を生じない。
- 6) 事前確認手続を経て支部総会において議決後、会長に届け出た支部規則は、速やかに承認されるものとする。
- 7) この事前確認手続は、原則としてeメールで行い、eメールが使用出来ない場合はFAXを使用して行う。

会則第75条第2項による支部規則の制定、改廃に関する届出・承認については、これまで何のルールもなく運用されてきたため、事前に何の相談もなく支部総会で改正決議がなされたあとに初めて届出があり承認を求められ、形式上の承認(事後追認)が行われてきました。しかし、第75条第2項の規定は、支部規則と本会の会則・規則との整合を取るために設けられている条項なので、これをルール化して本会に対する事前相談制を採るものとします。

平成26年2月の支部長会で説明し、平成26年度支部総会から適用する。